

- 給与上手くんα VERSION:15.103
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:15.103

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 年調減税対象の扶養親族の判定の修正

- 給与・賞与／年調データ入力／控除入力

配偶者特別控除の要件となる配偶者が非居者である場合に、他の定額減税対象となる扶養親族の人数の集計が正しく行われずに年調減税額が計算された結果、年調過不足税額が誤っていたのを修正しました。

- R6.12月分の所得税徴収高計算書について、納付金額が変更となる可能性がありますのでご確認いただき、提出先へのご相談をお願いいたします。

◆ 給与・賞与／出力帳票

- 給与明細書、給与台帳兼賃金台帳、月別給与一覧表、控除一覧表

年末調整の「減税対象者の確認」画面で「扶養等の数」を実額入力で変更（実額入力を自動に戻す場合も含む）し、その変更した該当社員を開かずに給与関係帳票（明細書、賃金台帳等）を出力すると所得税（過不足税額）や差引支給額等が誤った（変更前）金額で出力されるケースがあったのを修正しました。

※詳細は、次ページからの“**給与処理 d b 【給与計算】(VERSION: 15.103) の変更点**”を参照してください。

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理 d b 【給与計算】(VERSION:15.103) の変更点

「年調減税対象の扶養親族の判定に関する修正」

I. 給与・賞与

1) 給与・賞与／年調データ入力

① 控除入力

- 配偶者特別控除の要件となる配偶者が非居者である場合に、他の定額減税対象となる扶養親族の人数の集計が正しく行われずに年調減税額が計算された結果、年調過不足税額が誤っていたのを修正しました。
- 例

《社員登録》本人所得：1,000万以下

配偶者	氏名・カナ(姓／名) 個人番号		続柄	生年月日	所得見積額は、年調の基礎/配偶者/親族控除画面で入力してください	配扶養区分	障害者区分	所得見積額	
	佐藤	花子							
	サウ	ハコ		昭和42年02月02日		対象外	給与所得	500,000	
	-	-				源泉控除対象	該当	その他所得	
						非居住者	☒	合計所得	500,000
						生計を一にする事実			
扶養1	佐藤	一郎			平成11年01月01日	一般	非該当		
	サウ	ハコ				非居住者要件	「30歳未満、70歳以上」 「38万円以上の支払」	「留学」 「障害者」	
	-	-				生計を一にする事実			
扶養2	佐藤	次郎			令和06年03月03日	年少	非該当		
	サウ	ハコ				非居住者要件	「30歳未満、70歳以上」 「38万円以上の支払」	「留学」 「障害者」	
	-	-				生計を一にする事実			

扶養1、扶養2は非居住者ではないため定額減税対象

《減税対象者の確認》

「扶養等の数」に定額減税対象となる扶養1、扶養2が集計されず、本来9万円となるはずが、本人分の3万円のみ計算されていました。

「扶養等の数」が扶養人数－非居住者数－1として集計されていました。

税対象者の確認		
個人コード	社員氏名	年調減税額の計算
000001	佐藤 浩二	扶養等の数 0 減税額 30,000

《控除入力/年末調整データ入力》

$$\text{誤} : 43,950 \text{ (年調所得税額)} - 30,000(24-2) = 13,950(24-3)$$

$$13,950 \times 102.1\% = 14,242 \rightarrow 14,200 \text{ (年調年税額)}$$

$$\text{還付額} = 51,440$$

差引課税給与所得金額 / 年調所得税額	879,000	43,950
年調年税額		14,200
差引超過額又は不足額((25) - (8)) (28)		-51,440
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額(27)	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額(28)	
	差引還付する金額((26) - (27) - (28)) (29)	51,440
不足額の精算	同上 うち 本年中に還付する金額(30)	51,440
	翌年において還付する金額(31)	
本年最後の給与から徴収する金額(32)		
翌年に繰り越して徴収する金額(33)		
(24)-2	30,000 円	(24)-3 13,950 円 (24)-4 0 円

$$\text{正} : 43,950 \text{ (年調所得税額)} - 90,000(24-2) = 0(24-3)$$

$$0 \times 102.1\% = 0 \text{ (年調年税額)}$$

$$\text{還付額} = 65,640$$

差引課税給与所得金額 / 年調所得税額	879,000	43,950
年調年税額		0
差引超過額又は不足額((25) - (8)) (26)		-65,640
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額(27)	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額(28)	
	差引還付する金額((26) - (27) - (28)) (29)	65,640
不足額の精算	同上 うち 本年中に還付する金額(30)	65,640
	翌年において還付する金額(31)	
本年最後の給与から徴収する金額(32)		
翌年に繰り越して徴収する金額(33)		
(24)-2	90,000 円	(24)-3 0 円 (24)-4 46,050 円

・対応内容

上述の条件であっても正しく計算を行うよう修正しました。

既に現象が発生していたマスターについては、修正前の計算状態を保存するため、「減税対象者の確認」画面にて該当者の修正前の「扶養等の数」を実額入力状態（緑）にする対応を行いました。

必要に応じて該当者の「扶養等の数」を Delete し、自動計算を行ってください。

一度単独年調処理まで進めた給与マスターを年調切替ボタンで12月給与処理に戻している状態でバージョンアップを行った場合は、年調切替で単独年調に進めると自動計算されます。

《バージョンアップ後》

減税対象者の確認			
個人コード	社員氏名	年調減税額の計算	
		扶養等の数	減税額
000001	佐藤 浩二	0	30,000

年調減税額の計算	
扶養等の数	減税額
2	90,000

バージョンアップ前に扶養等の数を実額で正しい人数に修正していた場合は、バージョンアップ後自動計算（水色）に戻します。現象に該当している場合であっても実額修正した数値と自動計算と合わない場合や、現象に該当しないが実額修正を行っている場合は実額状態を保持します。

《バージョンアップ前》

年調減税額の計算		
	扶養等の数	減税額
正しい数値に修正	2	90,000
異なる数値に修正	1	60,000

《バージョンアップ後》

年調減税額の計算		
扶養等の数	減税額	
2	90,000	

自動計算に戻る
実額状態を保持

※ご注意※

- ・R6.12月分の所得税徴収高計算書について、納付金額が変更となる可能性がありますのでご確認いただき、提出先へのご相談をお願いいたします。

条件

次の条件全てに該当する場合はご確認をお願いします。

1. 配偶者特別控除の要件を満たす配偶者がいる
2. 配偶者の非居住者(※)にチェックが付いている
3. 配偶者以外の扶養親族が1名以上いる

氏名・カナ(姓／名) 個人番号	続柄	生年月日	住所 (検索Home)	配偶者区分	障害者区分		所得見積額
日本 愛子		昭和50年04月01日	大阪府天王寺区上本町 6-3-31	対象外	給与所得	650,000	
二世 アイ				酒類控除対象	その他所得		
-	-			非居住者	<input checked="" type="checkbox"/>	合計所得	650,000
扶養1	日本 一郎			一般	<input type="checkbox"/>		
二世 孫ウ	子	平成18年04月01日	大阪府天王寺区上本町 6-3-31	非居住者要件	<input type="checkbox"/> 30歳未満、70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	留学	
					<input type="checkbox"/> 障害者		
				生計を一にする事実			

(※)国内に住所を有せず、又は現在まで引き続いて1年未満しか居所を有していない個人を指します

減税対象者の確認		
個人コード	社員氏名	年調減税額の計算
000001	日本 太郎	0 30,000

配偶者特別控除の要件を満たす配偶者の「非居住者」にチェックが付くことで、定額減税の対象となる扶養等の数が正しく算出されません

配偶者控除の対象の場合や、配偶者以外の扶養親族がない場合は問題ありません。

修 正

1) 紿与・賞与／出力帳票

- ①給与明細書、給与台帳兼賃金台帳、月別給与一覧表、控除一覧表

年末調整の「減税対象者の確認」画面で「扶養等の数」を実額入力で変更（実額入力を自動に戻す場合も含む）し、その変更した該当社員を開かずに給与関係帳票（明細書、賃金台帳等）を出力すると所得税（過不足税額）や差引支給額等が誤った（変更前）金額で出力されるケースがあったのを修正しました。

年末調整の出力帳票（給与上手くんaPro IIのみ）は正しい金額で出力されています。

- 当修正プログラムをインストール後、再計算が行われ正しい金額（変更後）が反映されます。

（過年度マスターでロック状態の場合ロック解除時に再計算）

«条件»

- ①年調所得税額に金額が発生している（ゼロでない）年調対象者。
- ②年末調整データ入力の減税対象者の確認画面で「扶養等の数」を実額変更し、年調年税額の金額が変更になった社員がいる。
- ③変更後に、その社員の年調データ入力の基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブ、又は給与・賞与業務の明細入力画面を開いていない。
- ④上記すべての条件に該当し、給与・賞与業務の出力処理から下記の帳票を出力した場合。

※現象が発生した場合でも、下記の処理を行うことで現象は回避できていました。

- ・マスター修復業務で該当マスターを修復する。
- ・給与・賞与業務の明細入力画面で該当社員を開く。
- ・年調データ入力業務の基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブで該当社員を開く。

«該当帳票»

年末調整設定の過不足税額の表示方法によって、帳票の項目が異なります。

- ①「所得税に過不足税額を出力する」設定のマスター

- ・給与明細書…所得税（過不足税額）、控除合計、差引支給額
- ・給与台帳兼賃金台帳…所得税（過不足税額）、差引支給額
- ・月別給与一覧表及び控除一覧表…所得税（過不足税額）、控除合計、差引支給額、立替金

- ②「所得税と過不足税額を分けて出力する」設定のマスター

- ・給与明細書…控除合計、差引支給額
- ・給与台帳兼賃金台帳…差引支給額
- ・月別給与一覧表及び控除一覧表…控除合計、差引支給額、立替金

- ③単独年時「過不足税額のみ出力する」設定のマスター

- ・給与明細書…控除合計
- ・給与台帳兼賃金台帳…差引支給額
- ・月別給与一覧表及び控除一覧表…控除合計、立替金

以上